

三時教判の展開

楠 淳 證

法相宗の三時教判は、仏陀一代の説法を三分したもので、インドの戒賢論師の三時説を淵源に、慈恩大師基（六三—六八）が『解深密經』の「無自性相品」に基づいて立てたものと目されている。

唯識思想は、インド・中国・日本と展開する中で種々の異解を生んだ。これは、唯識という思想に真実を追求する傾向が強くみられたためで、三時教判もまた、異義・異説を生んだものの一つである。

そもそも、慈恩所立の三時教判とは、簡単に言うと、仏陀一代の教法を初時^一有教、第二時^二空教、第三時^三中道教の三種に分類したものである。これは、法相宗所依の經典の一つである『解深密經』に、「初に一時に声聞乗の者のために四諦の相によつて教えを説く」「昔第二時に大乘の者のために隱密の相をもつて教えを説く」「今の第三時にすべての者のために顯了の相をもつて教えを説く」と、三種の転法輪の相が示されてきたことに基づいている。教説の内容に基づく三時の区

分と、それが初・昔・今と年月をおつて説かれたことをこの經典は明記しているのである。そこで慈恩はまず『成唯識論述記』において、

此約^一機理漸教法門以弁^二三時。若大由^三小起。即有^四三時年月前後。解深密經說唯識^五是也。

といつて、年月の義に基づく三時の区分を明らかにした。しかし、慈恩の三時教判が年月の三時のみに終始しなかつたことは、更に『大乘法苑義林章』等に、

四阿笈摩等^一是初時教。諸說空教^二是第二時教。以^三隱密言^四總說^五諸法無自性。故華嚴深密唯識教等^六第三時。以^七顯了言^八說^九三無性非空非有中道教^{一〇}故。

といつて、仏陀所説の教を類別整理して（義類相從）三時としてゐることで明らかである。この慈恩の「義類相從」の立場は、『阿弥陀經通贊疏』に

第二応理^一円実宗判教者。即那爛陀寺有論師名戒賢。依弥勒菩薩為宗主判教為三時。一有教。……二空教。……三非有非空教。……

三時教判の展開(楠)

戒賢將時就教判為正⁴。

と自ら記しているので、護法の弟子であったインド・ナーランダ寺の戒賢論師の三時説の影響を受けたものと考えてよいように思われる。

こうした年月を否定することなく義類相従をもつてした慈恩の三時教判に対して、唯義類の説を明確に主張したのが慈恩と同門の円測(六一三—六九六)であった。彼は『解深密經疏』において、

三時所説教者約¹義淺深広略義²説。非³約⁴年歳日月前後⁵一説⁶三時⁷也。

といいきり、三時の教判は教義によつてのみ立てるのだという説を明らかにしたのである。

この両者に続いて、慈恩の弟子である慧沼(六四九—七一四)になると、『成唯識論了義燈』の巻の一において、未発趣・発趣・発趣一切乗の次第を挙げて、前後の次第のみをもつて三時を決判するのではなく、更に義類相従して三時とするのだと説き、「一に前後に約し、二に義類に約す」と二説併存の立場を示すに至る。しかし慧沼の複雑なところは、更に後半の巻の七において、

經弁¹三時。非²約³前後⁴。但以⁵類相從⁶。有⁷為⁸第一。空⁹為¹⁰第二。俱¹¹為¹²第三。

と述べて、義類相従の三時を正義とする解釈を示す点にあ

る。あるいは慧沼の真意は義類相従の面にあったのかも知れないが、二説併存の立場も明確に示している点より、後世、種々に論議されることになる。

こうした中国での展開を受けて日本では、三時の解釈をめぐつて三説が競い立った。すなわち、第一は唯年月説、第二は唯義類説、第三は兼年月義類説である。このうち、第三説が更に本年月兼義類説と本義類兼年月説と年月義類二門等兼説に分かれるから、結局五説が競い立ったということになる。

そもそも唯年月説とは、『解深密教』の「初・昔・今」の文と、『成唯識論述記』の「三時年月の前後あり」という文、更には『了義燈』の「一に前後に約す、二に義類に約す」という三つの明文によつて成立した説で、平安期から鎌倉期にかけて説く者のあったことが良算の作と推定¹しうる『深密三時』に記されている。それによると、

有人云唯年月也。其旨如前。但釈專一代化不定姓三転法輪。……初標初昔今四諦隱密顯了三転法輪為三時教。可知。於成道以後四十余年時分大分為三段也。……対一類根本所化弁悟解時分故也。

とある。また室町期の興基(一四一〇—一四八〇)が著した『深密三時』の興基問用愚案の一文にも、

一度ニ説キタマハハ漸機ハ遂ニ無領解ニシテ生死ニ沈輪シテヘテナマシ。中道ノ一理ナルヲ年月ヲヘテ三度ニ説キタマイタル如來

ノ極善巧故ニ、今至深密法華等ノ会座悟入シテ遂ニ当作仏ノ記別ヲ得タリ。此ノ徳ヲ顯サンカタメニ置ケル時ノ言他。年月ノ義尤極理ヲ得タリ。

と説かれてゐる。これによれば、唯年月説とはすなわち、至尊が不定姓の者を化するにあたって最初に阿含等の有教を、次に般若等の空教を、最後に深密等の中道教を順次三度にわたって説かれた点を重視して立てられた説であり、三度にわけて法が説かれたところに如来の善巧があるとして、年月の次第にこそ如来の本意がよく現れてゐると主張するものであるといえる。

この唯年月説はその後、鎌倉期の知足院英弘(一一六〇—一二二一?)や喜多院顯範(一二四五—?)らによって引き続き支持されたことが興基の『深密三時』などから確かめられるが、この説の特色は何といつても『解深密經』等の明文を根拠に、經論疏の明文に背かない正判であると主張するところにあるといふことができる。

次に唯義類説であるが、これは主に『了義燈』の巻七の明文によって立てられた説である。この説を説く者に平安期の善珠(七二二—七九七)がいる。彼は『唯識義燈増明記』の中で、

問。今云前後者。為義前後。為時前後。答。此義前後。非是年月。

三時教判の展開(楠)

といつて、唯年月説の根拠となつた『了義燈』の「一に前後に約す」の文を釈して、義の前後であり、年月ではないと明確にいいきり、更に道理によつて三時を立てること、義類相従して『華嚴』を第三時に撰めることなどを主張したのである。また、鎌倉期に編纂された『成唯識論同学鈔』の「深密三時」もまた唯義類説を正義としており、その中では

不定姓人。歸於佛法。智解淺深三時悟異。此所悟教。有空中義理淺深也。如来設有空中次第以法淺深。為其差別。依晝夜月時年。非立三時。

と記されている。すなわち、不定姓の者が佛法に帰するとき、智解に淺深が生じ、そこで如来が有・空・中の法の淺深を設けられたのが三時の本意である、としているのである。

しかし、そうなると『解深密經』の「初・昔・今」の明文は、どうなるのかという難がここで生じることとなる。これに對して唯義類論者は、

相伝云初昔今者指義三時相当年月也。即一代初中後也。一時第二時第三時者有空中義三時也。四諦隱密顯了轉法輪者正弁三時体顯三重淺深義理也。

と述べ、初・昔・今の三文字は義の三時に相当する年月をいふのであり、また一時・二時・三時の文字については有・空・中の義の三時であると釈し、更に四諦・隱密・顯了の轉法輪の相を三重の淺深の義理であるとして、『解深密經』所説

の三時が全く「義の三時」にはかならないと論じたのである。

このように、經文に説かれる年月の明文に対する会通をしなければならぬ弱点があったとしても、唯義類説は唯年月説とは違って、撰教未了という難点のない、すべての教えを網羅した全備の判であったという利点を有していたということが出来る。

次に兼年月義類説であるが、これは『了義燈』の「一に前後に約す、二に義類に約す」という文をもとに成立した説で、良算の『深密三時』には、「義類と年月を兼ねるは子嶋伝なり」といって、兼年月義類説が平安中期の子嶋の真興(九三三—一〇〇四)の発案であったことを明記している。

これを受けて後世、兼年月義類説は更に細かく本年月兼義類説・本義類兼年月説・年月義類二門等兼説の三説に分かれる。良算の『深密三時』には、このあたりの事情について、

燈第一云此有二義。一約前後。二約義類。云々。既兼取二門。誰

隠一辺哉。此義中更有三義。一云雖兼二月月為本。對漸機有年月次悟解義理故。二云義類為本。三時領解依義理起故。其義理年月相当悟解前後。故兼年月也。正依義理建立三時。三云等並取二

門。全無傍正。前二義所立道理必然故。先師上人云唯義類傳相取本義也。雖日久存之後義類為本傍兼年月又在之。近年猶改存等兼二門義。

と述べ、三説の概要を明確に説いている。ところで、この引文の中に「先師上人」という呼称がみられるが、本書の他の箇所からこの人物が『尋思鈔』の作者であったことが知られるから、これは明らかに良算(生没年代不詳)の師匠である貞慶(一一五五—一二一三)のことをさしている。とすれば、貞慶

は当初、唯義類の説を正義として取っていたが、後に本義類兼年月説にあらため、更には年月義類二門等兼説に変更したことになる。これは三時教判が各人師において種々に検討されてきたことを示す好例であるとともに、兼年月義類説——なかでも年月義類二門等兼説——が、道理を追求していった結果あらわれてきた説であったことを物語っているといえよう。貞慶および弟子の良算、孫弟子の良遍(一一九四—一二五二)などが兼年月義類説の支持者であった。

そもそも、兼年月義類説とは、機根の熟するには年月の経過があり、年月の経過には悟りの浅深が必ずともなうという点より論じられたもので、良遍の『観心覚夢鈔』には、

如此以其義理淺深。隨機説時。自經年月前後次第。取此所經年月之時。以為名号。号三時教。故尋由來義理淺深。論其名号年月次第。

と年月と義理とが相兼ねあうことが明記されている。兼年月義類説は、『覚夢鈔』のこの記述によって良遍の案とみなされる傾向にあるが、決してそうではない。前記の如く子嶋の

真興が案出し、貞慶・良算らによって発展をみた説である。すなわち、貞慶は『述記』の「機と理とに約して漸教法門以て三時を弁ず」の文をもとに、

今疏云此約機理漸教法門以弁三時云云 釈三時廢立此文尺理。約機年月前後有次第從淺至深。約理空有道理單重有異義。……約機是豎廢立也。約理是橫撰取也。

と云って、機に約せば年月の次第があり、理についていえば義類となるといい、「豎の廢立」「横の撰取」という解釈を示しているのである。また、良算もこれを受けて

機熟先後。其先後悟必淺深也。如次顯理淺深也。其淺深之次必先後而顯。是以依機以年月為本兼義理。依理以義類為先兼年月也。離此二辺全不可立三時。

と述べている。つまり兼年月義類説は、機と理とに就いて年月と義類との道理を論ずるところに、必然的にあらわれてきた説であったということが出来る。良遍はこれを受けて「由来は義理、名号は年月」と判じたのである。

つまるところこの兼年月義類説は、釈尊の本意は義類にあるが『解深密經』に示される「初・昔・今」等の明文も動かし難い真実であり、いずれも道理に叶うとしたところより示されたものといえる。それが更に年月を重視するか、義類を重視するか、平等とみるかで、如上の三説に分かれたものと考えられる。

三時教判の展開（補）

さて、これらの計五説にも及ぶ三時の解釈が成立したのは、三時の説が唯識思想を規定し意義づける重要な教判であったからにほかならない。ことに三時の判をめぐる天台宗の最澄・三輪宗の道詮・華嚴宗の慧苑らの論難のあったことが『同学鈔』の記述などから知られ、それだけに三時の解釈を明確にしなければならぬ必然性があつたようである。しかし、三時の解釈もまたこの宗の性格上、これが正しいという決択はついにつかず、平安・鎌倉・室町とすぎてもなお、各人各様の三時説が成り立っていた。これは、唯識が常に生きた思想として研鑽され続けてきた結果であるといえよう。三時教判もまた、唯識思想が決して固定化されることなく研鑽され続けていたことを証明する一つの好例ではないかと考えられる。

- 1 大正一六・六九七・上・下。
- 2 大正四三・二三〇・上。
- 3 大正四五・二四九・上。他に『法華玄贊』や『説無垢称經疏』、『唯識二十論述記』などにみられる。
- 4 大正三七・三三〇・下。
- 5 卍統藏經三四・二九八・左上。
- 6 大正四三・六六〇・下。
- 7 大正四三・七九一・上。
- 8 本書『深密三時』は「愚草」とあるのみで良算の名は明記されていないが、「上人御義、尋思鈔に広く記さる」などと貞慶の師説を抛り所として多用する点、その用い方、ならびに文体

三時教判の展開(楠)

等が良算の他の書である『転識頼耶短釈』や『同学鈔』と一致する点。あるいは、『同学鈔』では貞慶のことを没年(建暦三年)建保元年(一一二二)以降「先師上人」と呼称しているが、本書でもその中奥書に「先年の比、案じて此の義を得畢わる。建保四年(一一二六)春の比、東宝御房に於いて此の義を申す也」とあって、文中の「先師上人」がやはり貞慶没後の呼称である点など、しばしば一致するところがあるのでこの書を良算のものと推定した。

9 大谷大学蔵『南都論草』所収の愚草『深密三時』。

10 大谷大学蔵『南都論草』所収の興(基)草『深密三時』。

11 大正六五・三三六・上。

12 大正六六・一〇・中。

13 愚草『深密三時』所収の相伝の義(大谷大学所蔵『南都論草』所収)。

14 愚草『深密三時』(大谷大学所蔵『南都論草』所収)。

15 日蔵六四・八二・上)下。

16 愚草『深密三時』(大谷大学所蔵『南都論草』所収)。

17 18 「義理の次第を成ずれば、北岳最澄・三論道詮・華嚴惠苑

等、自宗の義本経の文に違すと難ず、云々。」と『同学鈔』(大正六六・一〇・下)にある。また、良算の「愚草」にもみられる。

△キーワード▽ 三時教判、慈恵大師基、貞慶、良算、良遍

(龍谷大学講師)

新刊紹介

平川彰著作集 第一巻

『法と縁起』

A5版・五九六頁・定価八五〇〇円
春秋社・昭和六十三年九月三十日刊